

## 自転車の安全な走り方について

「新・自転車“道交法”BOOK」から

はじめに

これは、(株)榎(えい)出版社発行の標記出版物(疋田智・小林成基 共著 2017年5月30日発行)の内容の一部を紹介するものである。挿絵はすべてこの出版物から引用した。

### ■ 自転車通行空間

「自転車通行空間」とは、自転車が通行するための道路又は道路の部分を用いる。自転車の道路標示は基本的に図1のようにになっている。左の「自転車道」は、やむを得ない場合を除き通行しなければならない(道交法第63条の3)。一方通行の指定がない限り、双方向通行となる。中の「自転車専用通行帯」は、「自転車レーン」とも呼ばれるもので、ここも通行しなければならない(道交法第20条第2項)。通行は一方通行である。前二者は自転車以外の車両は通行できない。右は「自転車ナビマーク」(自転車走行指導帯)で、普通の車道となんら変わりはない。



図1 自転車の走行空間

### ■ 路側帯

路側帯には3種類がある。通常の通行要領、通行ができない部分、一部通行ができる部分は図2のとおりである。逆走した場合は「3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」である。

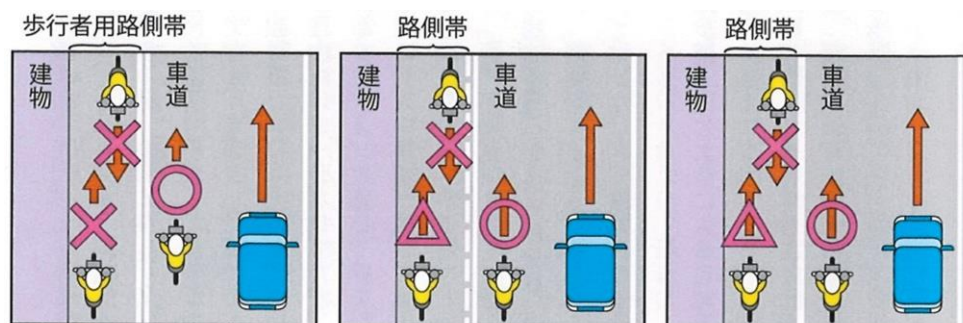


図2 路側帯の通行

■ 自転車道(狭義と広義)

道交法第2条の3の3には「自転車道」の定義として「自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう」と書かれている。これが図3の右である。下図左は道路法第48条の14第2項に規定されるもので、いずれも自転車はここを通行しなければならない。

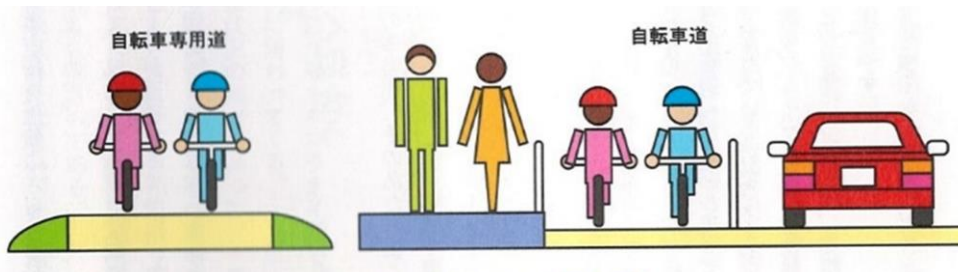


図3 道交法でいう「狭義の自転車道」

図4右は歩道の一部を自転車用にペイントしたものである。これも「自転車道」と呼ぶこともあるが、「自歩道」という呼び名もある。左は河川敷などに設けられたクルマ禁止道路で「サイクリングロード」と呼ばれるものである。もちろん、歩行者優先である。



図4 歩道扱いになる「広義の自転車道」

■ 二段階右折の要領

二段階右折をする際は、どこで待機すればいいのだろうか。

A点で待つと、車がどんどん走ってきて危ない。また、B点で待っている自転車の運転者に、「おやっ？あそこまで出ていいのかな？」と思わせてしまう。

自転車から降りて歩道に乗り上げ、青信号を待つという方法もある。降りれば歩行者である。

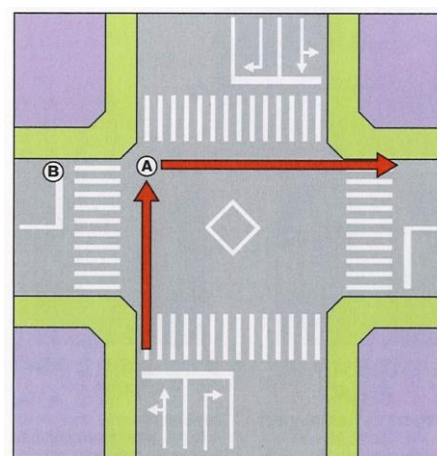


図5 二段階右折の待機位置

■ T字路における右折の要領

T字路における右折要領には右の四つがある。

- ① Aの場所に行って待つ。しかし、ここはクルマから「危ないじゃないか！」とクラクションを鳴らされることがある。
- ② 歩いて歩道に上がって交差点の出口まで自転車を押して行き、そこから車道に下りて自転車に乗る。
- ③ 歩いて歩道に上がって左にある停止線まで自転車を押して行き、横断歩道の手前で待つ。
- ④ そのまま右折する。

著者は①か④を選択するそうである。

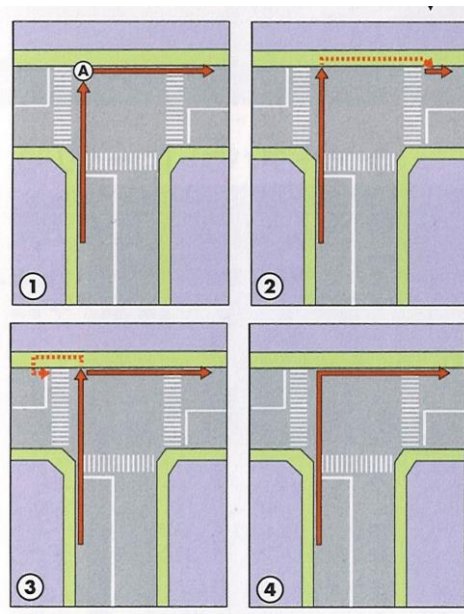


図6 T字路における右折要領

■ ラウンドアバウト(ロータリー)における走行要領

「環状交差点」ともいう。信号機はない。クルマも自転車も時計回りに走行し、回っている車両が優先、入ろうとする車両が待つという原則がある。

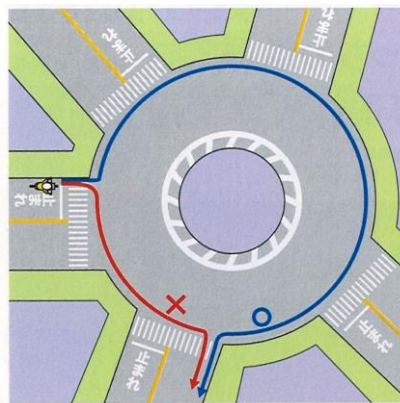


図7 ラウンドアバウトにおける走行

■ バスの死角

図8はバスの死角である。オレンジ部分は見えないので、白い部分を走行するよう心掛けなければならない。

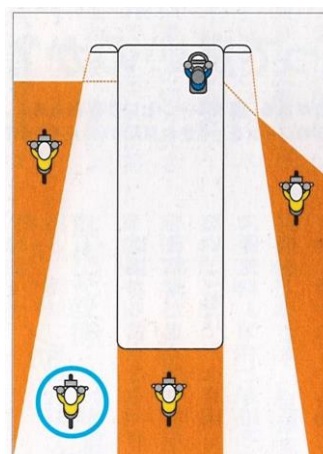


図8 バスの死角

以上